

第7章 感染症・結核対策

保健所では、定期予防接種・結核の定期健康診断等の感染症予防業務や、感染症の発生に伴うまん延防止対策等を実施している。

1 予防接種

「予防接種法」等に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を防ぐため、市内の実施医療機関等において定期予防接種を実施している。

(1) 定期予防接種（A類疾病）

種類	インフルエンザ菌b型（ヒブ）			小児用肺炎球菌			
	生後2か月～5歳未満			生後2か月～5歳未満			
対象	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～5歳未満の間	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～2歳未満の間	接種開始時年齢が2歳～5歳未満の間
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	60日以上の間隔をおいて2回接種	1回接種
実施時期	通 年			通 年			
医療機関数	222			222			
接種者数	39,299			39,312			

種類	B型肝炎	ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（4種混合）	ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）	不活化ポリオ（単抗原）	ジフテリア・破傷風混合【第1期】	ジフテリア・破傷風混合【第2期】	BCG
対象	1歳未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	11歳～13歳未満	1歳未満
標準的な接種回数と間隔	3回接種 2回目：生後2か月以降に27日以上の間隔をおいて接種 3回目：生後7か月～9か月未満の間に接種 ※1回目から20週間以上の間隔をおく	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	1回接種 標準的な接種年齢11歳	生後5か月～8か月未満の間に、1回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
医療機関数	207	237	237	209	313	313	206
接種者数	29,282	39,057	2	8	0	8,258	9,872

種類	麻しん・風しん混合【第1期】	麻しん【第1期】	風しん【第1期】	麻しん・風しん混合【第2期】	麻しん【第2期】	風しん【第2期】	水痘
対象	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	1歳から3歳未満
標準的な接種回数と間隔	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	6か月～12か月の間隔をおいて2回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
医療機関数	256	0	256	283	283	0	250
接種者数	10,058	0	2	11,069	1	0	19,130

種類	日本脳炎【第1期】	日本脳炎1)【第2期】	ヒトパピローマウイルス（HPV）定期接種	ヒトパピローマウイルス（HPV）キャッチアップ2)	ロタウイルス		
対象	生後6か月～7歳6か月未満	9歳～13歳未満	小学校6年生～高校1年生相当の女子	平成9年度～平成18年度生まれの女子	出生6週0日後～24週0日後	出生6週0日後～32週0日後	
標準的な接種回数と間隔	初回接種：3歳～4歳未満の間に、6日～28日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、概ね1年後に1回接種	1回接種 標準的な接種年齢9歳	・2価ワクチン（サーバリックス） 3回接種 2回目は1か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は2か月半以上の間隔をおく	・4価ワクチン（ガーダシル） 3回接種 2回目は2か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は3か月以上の間隔をおく	左記ヒトパピローマウイルス（HPV）定期接種と同様	・1価ワクチン（ロタリックス） 2回接種 生後2か月以降に、27日以上の間隔をおいて2回接種	・5価ワクチン（ロタテック） 3回接種 生後2か月以降に、27日以上の間隔をおいて3回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年		
医療機関数	274	307	284	284	141	120	
接種者数	36,882	16,023	7,656	7,382	13,318	8,788	

1) 「日本脳炎第2期」は、令和4年度に18歳となる者、9歳に達する者への接種勧奨を行った。

2) 「ヒトパピローマウイルス（HPV）キャッチアップ」は、これまで差し控えられていた積極的勧奨が再開されたことにより、差し控えにより接種機会を逃した方に対し、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年度から令和6年度まで時限的に実施する。

(2) 定期予防接種（B類疾病）

種 類	インフルエンザ	成人用肺炎球菌
対 象	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって厚生労働省令で定めるもの	①令和4年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者 ②60歳以上65歳未満の者であって厚生労働省令で定めるもの
接 種 回 数	1回	1回
実 施 時 期	令和4年10月1日 ～令和5年1月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日
医 療 機 関 数	561	490
個 人 負 担 金	1,600円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方及び市民税非課税世帯の方は無料)	4,600円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方及び市民税非課税世帯の方は無料)
接 種 者 数	159,895人	8,779人

2 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としている。

保健所では「感染症法」に基づき、感染症の予防やまん延防止に関する指導・普及啓発等を行っている。

(1) 感染症発生届出

「感染症法」では、感染症と診断した医師は、一類・二類・三類・四類感染症、五類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しん、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症は直ちに、五類感染症(定点把握対象疾患を除く)は7日以内に、最寄りの保健所に届け出ることになっている。

また、新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日より指定感染症、令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症に位置付けられ、全ての症例について直ちに届け出ることになった。

感染症発生届出件数

(件)

総数	二類	三類	四類				五類											新型インフルエンザ等感染症						
	結核	腸管出血性大腸菌感染症	E型肝炎	A型肝炎	デング熱	マラリア	レジオネラ症	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎	腸内細菌目細菌感染症	カルバペネム耐性	急性弛緩性麻痺	急性脳炎	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	後天性免疫不全症候群(HIV感染症含む)	ジアルジア症	侵襲性インフルエンザ菌	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘(入院例)	梅毒	播種性クリプトコックス症	破傷風	風しん	麻しん
174,558	143	24	12	1	1	1	13	7	2	9	1	25	15	10	1	3	14	4	160	3	2	0	0	174,107

三類感染症の患者発生に伴い、疫学調査、汚染場所等の消毒の命令及び接触者等に対する健康診断(細菌検査)の勧告を行っている。

また、他保健所の感染症患者発生に伴い、接触者等の健康調査依頼による健康診断(細菌検査)も行っている。

健康診断(細菌検査)実施状況

(件)

総数	細菌性赤痢	O26	O103	O111	O145	O157	O型不明
97	0	14	4	4	3	66	6

※医療機関実施分を含む。

(2) 感染症診査協議会

「感染症法」に基づき、就業制限の通知、入院勧告・入院期間の延長及び結核医療費公費負担に関する必要な事項についての診査を行っている。

(「結核医療費公費負担」76ページ参照)

③ 感染性胃腸炎（ノロウイルス等による）の集団発生に伴う対応

感染性胃腸炎の集団発生については、高齢者施設、保育園等、市内の施設からの報告があり、疫学調査及び感染予防・消毒の指導を行い、感染拡大の防止に努めている。

3 結核対策

「感染症法」に基づき、健康診断、結核患者の管理、感染拡大防止、適正医療の推進などを実施している。

(1) 結核検診（定期）

40歳以上の市民を対象に、結核患者の早期発見・早期治療を目的として、結核検診（定期）を「肺がん・結核検診」として市内個別医療機関で実施している。（45 ページ参照）

〈 根拠法令等 : 感染症法 〉

(2) 結核患者登録事務

「感染症法」第53条の12の規定に基づき、結核患者及び厚生労働省令（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第27条の7）で定める結核回復者の結核登録票を作成し、管理を行っている。

結核登録患者数（令和4年12月31日現在）（人）

総 数	活動性結核				不 活 動 性 不 明 結 核 ・	潜 在 性 結 核 感 染 症 （ 別 掲 ）
	陽 性 登 録 時 喀 痰 塗 抹	結 核 登 録 時 陽 性 そ の 他 の	そ の 他 登 録 時 菌 陰 性 ・	肺 外 結 核 活 動 性		
282	30	17	4	17	214	30

新登録患者数（令和4年1月1日～12月31日）（人）

区分 年齢	総 数	活動性結核				潜 在 性 結 核 感 染 症 （ 別 掲 ）
		陽 性 登 録 時 喀 痰 塗 抹	結 核 登 録 時 陽 性 そ の 他 の	そ の 他 登 録 時 菌 陰 性 ・	肺 外 結 核 活 動 性	
総 数	96	42	23	6	25	32
0～4歳	1	0	1	0	0	1
5～9歳	0	0	0	0	0	0
10～14歳	0	0	0	0	0	1
15～19歳	0	0	0	0	0	3
20～29歳	5	2	3	0	0	6
30～39歳	5	2	0	2	1	5
40～49歳	7	2	4	1	0	2
50～59歳	17	8	3	1	5	2
60～69歳	7	4	1	0	2	1
70歳以上	54	24	11	2	17	11

(3) 結核医療費公費負担

「感染症法」に基づき、感染症診査協議会では、就業制限の通知、入院勧告・入院期間の延長及び結核医療費公費負担に関する必要な事項についての診査を行っている。

結核医療費公費負担申請・承認件数

	総数	被用者保険		国民健康 保 険	後期高齢	生活保護	その他	
		本人	家族					
診査総数	340	62	24	56	139	57	2	
37条の2	申請	203	49	18	39	72	23	2
	合格	201	49	17	39	71	23	2
	承認	201	49	17	39	71	23	2
37条	申請	137	13	6	17	67	34	0
	承認	137	13	6	17	67	34	0

※合格とは、結核医療基準に適合している場合をいう。承認とは、感染症法の公費負担に該当する場合をいう。

感染症診査協議会開催状況

開催期日	開催回数
毎月第1～4水曜日(原則)	49回

(4) 結核相談

保健所では、医師からの届出に基づき、患者及び接触者への支援を目的に、保健師が訪問や面接等により相談を行っている。

相談実施状況 (延数)

総数	訪問指導件数	来所相談件数	電話相談件数
3,194	384	24	2,786

(5) 結核患者及び接触者健診

ア 管理検診

治療終了後も経過観察を要する者を対象に、再発の早期発見のため、健康診断を保健所などで実施している。

管理検診実施状況 (延数)

受診者数	検診結果		
	要医療者数	要観察者数	異常なし
49	0	0	49

イ 接触者健診

結核の感染拡大防止のため、結核患者の家族及び接触者等を対象に、保健所などで健康診断を実施している。

接触者健診実施状況 (延数)

	受診者	再掲				健診結果			
		胸部X線撮影	血液検査	ツベルクリン反応検査	喀痰検査	異常なし	結核患者発見	潜在性結核感染症	経過観察
総数	708	642	538	6	0	667	4	36	1
保健所実施	557	517	462	2	0	517	4	35	1
委託医療機関実施	6	2	5	4	0	5	0	1	0
その他医療機関実施	145	123	71	0	0	145	0	0	0

(6) 結核定期健康診断及び実施報告

結核患者を早期に発見するため、「感染症法」第53条の2に基づき、事業者、学校長、施設長などが実施責任者として定期的健康診断を行うことが義務付けられており、同法第53条の7により保健所で受診者数等の報告を受理している。

(7) 直接服薬確認療法(DOTS)の推進

「感染症法」第53条の14に基づき、結核患者等に対し、直接服薬確認療法(DOTS)支援事業を実施している。

4 エイズ予防

エイズ対策は、エイズのまん延防止を目的に、「感染症法」に基づき策定された「エイズ予防指針」に沿って、人権を尊重した正しい知識の普及啓発及び検査・相談体制の充実を図るなどの対策を講じている。

また、さいたま市は平成18年2月1日厚生労働省より、国と重点的に連絡調整をすべき自治体に選定されており、エイズ対策の強化に取り組んでいる。

(1) エイズ予防普及啓発活動

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、各種イベントの開催が中止や規模縮小となった。HIV検査普及週間や世界エイズデーには、アルコールジェル等の啓発品を作成し、市の公共施設を中心に普及啓発を行った。

また、浦和大学、目白大学、埼玉大学の協力を得て、市内の各大学の学園祭においてコンドームやポケットティッシュ等の配布を実施し、若者に対する普及啓発も行った。

(2) エイズ相談

保健所では、原則月2回の検査日や随時面接及び電話等でエイズに関する様々な相談に対応している。

エイズ相談実施状況 (件)

総数	電話相談	来所相談
1,659	316	1,343

※日曜・臨時相談数含む

(3) HIV抗体検査(性感染症検査を含む)

保健所では、HIV抗体検査(性感染症検査を含む)を、原則月2回予約制で実施している。

また、HIV即日検査を委託により、原則月1回予約制で実施している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に配慮し、会場が密にならないよう来所者数に上限を設ける等の感染対策を講じて実施した。

H I V 抗体検査及び性感染症検査実施状況

	昼 間				夜 間				日 曜
	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	即 日
検査件数	128	129	126	126	0	0	0	0	1,198

※新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所検査は5・6・7・8・9月、夜間検査を中止。

日曜即日検査は全日程で実施。

(4) エイズ対策推進協議会

さいたま市内におけるHIV感染の拡大防止を図り、HIV感染者及びエイズ患者に対する偏見や差別のない社会が作られるよう総合的な対策を推進するため、さいたま市エイズ対策推進協議会を設置している。

協議会はエイズ研究機関や市内拠点病院などの医師、看護師、MSW(医療ソーシャルワーカー)や市内大学の学生及び教育委員会、障害支援課職員等の推進委員で構成されており、①エイズに関する正しい知識の普及及び啓発に関すること、②HIV抗体検査に関すること、③相談及び指導に関すること、④医療対策に関すること、⑤その他エイズ予防に関する必要な事項等の課題について、それぞれの立場から意見を出し合いエイズ対策事業に反映させている。

5 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る相談

保健所・保健センターでは、市民や医療機関からの電話相談に対応している。

相談実施状況

	保健所	保健センター
相談件数	25,669件	1,713件

(2) 新型コロナウイルス検査

市検査機関及び民間検査機関へ委託し検査を実施している。

検査実施状況

	市検査機関	民間検査機関
検査件数	4,938件	462,454件

(3) 患者対応

「感染症法」に基づき、新型コロナウイルス感染症患者への積極的疫学調査を行い、自宅療養者及び濃厚接触者に対し健康観察を行っている。入院や宿泊療養の調整については、埼玉県と連携して行っている。

また、感染症診査協議会では、入院患者の医療費の公費負担について診査を実施し、承認決定を行っている。

患者数

区 分	陽性者数
新型コロナウイルス感染症	161,102 名

医療費公費負担受給者数

区 分	人 数
新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療(入院)	5,608 名

(4) 予防接種

新型コロナウイルスワクチン予防接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とする。予防接種法上の臨時接種として位置づけられ、市内の個別接種実施医療機関及び集団接種会場において実施している。

新型コロナウイルスワクチン予防接種の概要

ワクチンメーカー	ファイザー社			モデルナ社	武田社 (ノババックス)
対象 1)	12 歳以上	5～11 歳	6 か月～4 歳	12 歳以上	12 歳以上
接種間隔 2)	初回接種(従来型ワクチン):3 週間隔で 2 回接種 追加接種(オミクロン株対応型ワクチン):初回接種終了後、前回の接種から 3 か月以上経過後に接種	初回接種(従来型ワクチン):3 週間隔で 2 回接種 追加接種(オミクロン株対応型ワクチン):初回接種終了後、前回の接種から 3 か月以上経過後に接種	3 回で 1 セット ※いずれも従来型ワクチンでの接種 2 回目接種:1 回目接種から通常 3 週以上経過後に接種 3 回目接種:2 回目接種から 8 週以上経過後に接種	追加接種(オミクロン株対応型ワクチン):初回接種終了後、前回の接種から 3 か月以上経過後に接種	初回接種:3 週間隔で 2 回接種 追加接種:初回接種終了後、前回の接種から 6 か月以上経過後に接種
個別接種実施医療機関数 3)	457				
集団接種会場設置数 4)	20				
接種者数 5)	1 回目 28,526 人 / 2 回目 32,829 人 / 3 回目 408,839 人 / 4 回目 591,974 人 / 5 回目 272,436 人				

1) 2) 令和 5 年 3 月末時点のもの

3) 4) 5) 令和 4 年度中の実数

6 風しん対策

(1) 風しん抗体検査

妊娠を希望する女性等を対象として、予防接種が必要である者を効果的に抽出するための風しん抗体検査を市内実施医療機関で行った。(さいたま市風しん抗体検査事業)

対 象	①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①の対象となる女性の同居者または風しん抗体価が低い妊婦の同居者
実 施 時 期	令和4年4月27日～令和5年3月11日
実 施 場 所	医療機関(個別)
医 療 機 関 数	421箇所
実 施 人 員	800人

(2) 風しんの追加的対策

風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん抗体検査及び予防接種(風しん第5期定期予防接種)を行った。この対策の実施期間は令和7年3月31日まで。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない《陰性》の方が、風しん第5期定期予防接種の対象者。

	件数
抗体検査	1,990件
予防接種	330件

7 肝炎治療特別促進事業(埼玉県への経由事務)

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数(核酸アナログ製剤治療更新を除く)		108
内 訳	インターフェロン治療新規	0
	インターフェロン治療新規2回目	1
	インターフェロンフリー治療	75
	インターフェロンフリー・再治療	0
	核酸アナログ製剤治療	32
核酸アナログ製剤治療更新		560

8 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院患者に対する治療の研究を目的として行う医療費助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数		3
内 訳	新規	3
	更新	0

9 健康教育

保健所では、学校や職場からの依頼により感染症に対する健康教育を実施している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。